

# IX.守口市立守口小学校いじめ防止基本方針

守口市立守口小学校  
令和5年9月 施行

## 1 はじめに

いじめは、その子どもの将来にわたって内面をひどく傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、人権にかかわる重大な問題である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、些細なことであっても必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかなる発達を支援するという児童観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校の、「自ら学ぶ意欲にあふれ、共に高め合い、心豊かで未来を切り拓く子どもを育成する」という教育目標のもと、守口市立守口小学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法第2条）である。

また、「いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」（同第3条）

### 【具体例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(注意) 上記の「いじめ」の中で、犯罪行為や児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察と連携した対応をとる必要がある。

### **3** いじめ防止等のための組織

いじめ等の問題行動を発見した教職員が、一人で問題を抱え込むことがないよう、いじめ等の防止のための組織を設置し、情報共有の体制づくりを行う。

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、以下のとおりの構成員で「問題行動対策委員会」を設置する。

学校長主導のもとで「問題行動対策委員会」を開催し、情報収集及び共有を行い、組織的な対応を行う。また、いじめ等の問題行動があった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全教職員で共通認識を図るものとする。

#### **【名称】**

問題行動対策委員会

#### **【構成員】**

|               |             |         |
|---------------|-------------|---------|
| 学校長           | 教頭          | 首席      |
| 生活指導担当        | 不登校対応担当     | 人権教育担当  |
| 支援教育コーディネーター  | 養護教諭（養護助教諭） | 当該学年教職員 |
| 不登校支援員        | スクールカウンセラー  |         |
| スクールソーシャルワーカー |             |         |

(備考) 全ての構成員が揃わない場合であっても、学校長の認可のもと、問題行動対策委員会の開催とする。

構成員の中で、記録係を位置づける。

学校長は、必要に応じて、構成員以外の教職員を委員会に加えることができる。

学校長不在の場合は、学校長の指示のもと、教頭が学校長代理を務める。

#### **【役割】**

学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し  
いじめ等問題行動の未然防止  
いじめ等問題行動への対応  
教職員の資質向上に係る校内研修会の実施

## 年間計画の企画及び実施 年間計画の進捗確認

### 【年間計画】

いじめ等問題行動の防止のための取り組みを、(別表 1)のとおり実施する。

### 【対応】

いじめ等問題行動が発生した場合の対応の流れは(別表 2)のとおり行う。

## 4 いじめ等問題行動の防止・早期発見

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことが、未然防止の基本である。居場所づくりや絆づくりをキーワードに、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作り出していけるよう、集団の一員としての自覚や自信をはぐくんでいく。そして、自己有用感、自己肯定感を高める取り組みを行う。

### 【具体的取り組み】

- ・すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- ・定期的な生活アンケートやスクリーニングシート等の活用、日常の観察等により、児童の実態把握を行う。アンケート等の情報は、問題行動対策委員会の複数の教職員で共有、集約した後、全教職員で共有する。
- ・スズキ校務を活用し、日常の観察、実態把握を記録する。
- ・保護者、地域と連携し、児童を見守る。
- ・学校以外の相談窓口について、学校だよりや学年だより等で広く周知する。
- ・児童会が主体となる行事等を通して、児童の主体性を育む

## 5 いじめに対する措置

いじめにあった児童生徒のケアを最優先におこなうとともに、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に最も効果的である。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から反省し相手に対する謝罪の気持ちに至るような継続的指導が必要である。

### 【いじめを発見もしくはいじめの通報を受けた対応】

いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に組織的に対応する。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でそ

の行為を止めさせるとともに、可能な限り複数での確認、聞き取りを行い、できるだけ早く管理職に報告する。また、いじめられたとされる児童の保護者及びいじめたとされる児童の保護者の双方に、担任よりその日のうちに連絡し、聞き取った事象と今後の対応について伝える。

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、その後管理職に報告を行う。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

児童が帰宅した後等にいじめ事案が発覚した際には、被害児童やその保護者に対し、聞き取り調査の事項、対象や方法を伝えるとともに、その結果報告に当たっては被害児童やその保護者の意向を尊重する。

特定の教職員で抱え込まず、「問題行動対策委員会」を中心として直ちに情報を共有し、速やかに組織的に対応する。その際、記録をしっかりと取っておく。

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

被害及び被害児童の保護者への連絡は、事象の発生した日のうちに行うものとし、その後も定期的に学校としての対応やその日の児童の様子をこまめに連絡する。

#### 【いじめた児童又はその保護者への支援】

速やかにいじめを止めさせたいうで、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。また、いじめに関わったとされる児童からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮をする。

事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、家庭での指導等の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 【いじめが起きた集団への働きかけ】

いじめに対して同調し、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けていた児童にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

また、「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

#### 【ネット上のいじめへの対応】

ネット上の不適切な書き込み、ネットゲームを介した嫌がらせなど、ネット上でいじめが疑われる行為があった場合、まず複数にて児童に聴き取りを行い、問題行動対策委員会において対応を協議する。

また、当該児童および保護者に協力依頼を依頼し、可能な限り問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する

スクールカウンセラー等と連携し、児童が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。また、情報モラル教育を進める。

書き込み等への対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童、保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等外部機関と連携して対応する。